

第 3 章

教育振興のための施策（生涯学習）



三春町合併 70 周年記念講演会で講演する若田光一氏

2 生涯学習

基本目標 全員参加型の生涯学習ネットワークの構築

◎生涯学習グループ

●基本施策 全ての町民が学び続け活躍できる社会の実現

今、世界全体が、持続不可能な社会から持続可能な社会へ向かう大きな転換期にあり、2030年を目標年次としたSDGs（持続可能な開発目標）の達成に取り組んでいます。その達成に必要な「人づくり」を担うESD（持続可能な開発のための教育）により、誰もが「社会に参画する力」「共に生きる力」「つなぐ力」を育み、持続可能な社会づくりのために「全員参加型の生涯学習社会」を目指していくことが重要といえます。未来の三春町の「全員参加型の生涯学習社会」の実現へ向け、町民一人一人への「学びへの支援」、「学びの機会の提供」のための学習支援を推進していきます。

さらには、多様化、複雑化した地域課題や生活課題などに対応するための学習の機会を町一体となって推進し、生涯にわたり町民自らがまちづくりの担い手として活躍できる人材育成を推進していきます。

■施策Ⅰ 学びたいときにいつでも学べる環境づくり

三春交流館「まほら」や各地区交流館をはじめ、三春町国際交流館「ライスレイクの家」やさくら湖自然観察ステーションなどを学習活動の拠点とし、講座を開催することで積極的に学習の機会を創出します。また、そのような情報を集約し発信していくことで、「いつでも、どこでも、だれでも」学べる生涯学習を目指し、自己実現へ向けた学びたいときにいつでも学べる環境づくりを推進します。

◆施策の展開

1. 町民のニーズに応じた講座の開催

地域住民の実情等を広く捉え、時代の流れに沿ったテーマで講座を開催することにより、多くの町民が学びや地域活動へ主体的に参加できるようなきっかけづくりを支援します。

また、継続的に参加できるような講座を開催し、学習意欲の向上を図ります。

2. 高齢者学級の充実

全員参加型の生涯学習社会を実現するため、高齢者学級を活用し、学習のみにとどまらず、地域の活動へとつなげていくことが出来る仕組みづくりを構築していきます。

また、他地区との交流を図ることや移動学習等を行い、より多くのことを学び、知識を身につけ、地域で活躍できる人材の育成を進められるよう努めます。

3. 芸術に接する機会の提供

芸術分野においては、幼少期から芸術にふれあうことができる機会を提供し、芸術に対する理解や感性の向上、豊かな心の育成を図ります。

また、子どもたちの文化活動を支援し、事業の活性化、自主的活動の充実を図ります。

4. 生涯学習団体登録と活動への支援

町民が主体的に学習する団体を生涯学習団体として登録し、活動の場を提供するだけでなく、活動を広報等で周知するとともに、学習の成果を活力ある地域づくりにつなげられるような体制を整えていきます。

5. 成果発表の場の提供（まほらミュージックプロジェクトや文化祭等）

各地区の学習や活動に対し、三春交流館「まほら」及び地区交流館を会場とした発表の場を提供します。

また、まほらミュージックプロジェクトを活用して、子どもたちの練習の成果を発表し、活躍のできる場を提供をしていきます。

6. デジタルを活用した学習環境の整備

三春交流館「まほら」のインターネット環境や貸館システムの導入等により、施設利用者の利便性を高め、ウェブ上のセミナーやオンライン学習など多面的な学習環境を充実させます。

また、チケット販売等もオンラインでの購入ができるシステムの構築を図っていきます。

7. 三春町社会教育委員会の開催

三春町の青少年教育及び成人教育などの社会教育に関する計画について意見を述べるとともに、地域における現状や課題についての検討を行うことにより、社会教育行政を推進します。

8. 三春町生涯学習を進める町民会議の開催

生涯学習に関わる地域や各団体の意見を行政に反映させ、町民への生涯学習の普及・推進を図り、各団体と地域との連携のもと、各地区のイベントの情報共有を行うことにより、生涯学習活動の場や地域づくりを推進します。

9. 文化部活動団体への支援

町内全域の子どもたちが、文化活動に参加して取り組むことができるように、活動を実施する団体に対して、日頃の練習の場や成果発表の場を提供するとともに、活動支援を行うことにより、児童生徒の文化部活動を推進します。

【活動実施団体】

- | | |
|---|---------------|
| 1 | まほら合唱団 |
| 2 | みはるウィンドアンサンブル |
| 3 | その他 |

◆施策推進の指標と関連するSDGs

生涯学習の活動の場である三春交流館「まほら」利用率及び地区交流館の利用回数を指標化。

成果指標		現状 令和5 (2023)年度	目標 令和11 (2029)年度	説明・SDGs
1	三春交流館「まほら」の祝日・休日における利用率	59.8%	70%	 
2	町民1人あたりの地区交流館の年間利用回数	2.5回/人・年	4回/人・年	 



二十歳を祝うつどいにおける国歌、町民の歌斉唱への参加
（まほら合唱団・みはるウィンドアンサンブル）

■ 施策Ⅱ 多様な団体との連携と協働の推進

昨今の情報化社会、グローバル化社会などの生活環境が日々変化し社会問題も多様化するなかで、自ら学び課題を捉え解決を目指す生涯学習の存在意義は今までも増して高まっています。社会情勢を的確に捉え、解決に向けた取り組みのためには多様な団体と連携・協働し、共通認識を持つことが必要です。様々な学びを通じて人と人、人と地域との「つながり」を構築するために、まちづくり協会や民間団体など各種団体と協力し、地域生活において社会全体で取り組むべき課題に焦点を当てた学習に取り組めるよう多様な主体と連携・協働を促進していきます。

◆ 施策の展開

1. 三春交流館運営協会と連携した芸術鑑賞

三春交流館運営協会との連携により多彩なプログラムを企画し、町民に質のよい芸術鑑賞の機会を提供します。

また、芸術に親しむきっかけづくりとなるような演目を考え、身近に感じてもらえるような環境づくりを図ります。

2. 三春町国際交流協会と連携した国際交流事業

1987年に姉妹都市となったアメリカ合衆国ウイスコンシン州ライスレイク市との交流について、三春町国際交流協会と連携し市民レベルでの国際交流の更なる発展を図ります。三春町国際交流協会並びにライスレイク国際交流協会と連携し、中高生のうちから国際感覚を身に付けた人材を育成するため、ライスレイク市との教育交流（留学・サマーキャンプ）を推進していきます。

また、ライスレイクの家を活用し、これまでの国際交流に関わる取り組みを紹介するとともに、これまで国際交流に関わってきた方々から人材の発掘等を行い、併せて子どもたちの国際理解を学ぶ機会として三春町青少年国際理解教育推進事業を活用して研修等の学習の場を提供します。

3. 三春ダム等と連携した自然環境学習

三春町の豊かな自然を活用するため、三春ダム等と連携し、さくら湖自然観察ステーション等での活動を通し、豊かな感性を育む体験学習の場を設定します。

また、さくら湖自然観察ステーション企画運営委員会を中心に、常設・企画展の充実や自然環境保全に対する啓発、生態系・天体観測に関する学習・研修を行います。

4. 高齢化、環境問題、家庭教育支援、消費者問題等学習機会の提供

地域社会が抱える様々な課題や問題等を把握し、県や関係機関と連携して解決に向けた講座を開催するなど、地域の実情に合った内容の学習を充実させていきます。

また、家庭での本の読み聞かせなどの家庭教育を支援する環境整備を図っていきます。

5. 三春町青少年問題協議会の開催

町内関係団体で構成する三春町青少年問題協議会を開催し、青少年の指導・育成・保護及び矯正に関する総合的施策について調査審議し、青少年教育及び家庭教育につなげます。

◆施策推進の指標と関連するSDGs

まちづくり協会や民間団体などの各種団体と協力し、地域生活において社会全体で取り組むべき課題に焦点を当てた学習等に取り組めるよう促進していきます。

成果指標		現状 令和6 (2024)年度	目標 令和11 (2029)年度	説明・SDGs
1	町部局や県と提携した研修会の開催	1回	2回以上	   ※R5の回数を指標とした。
2	青少年問題協議会の年間開催回数	3回	3回以上	 
3	国際交流姉妹都市交流派遣人数（5年間の累計）	17人	40人	  ※R2からのコロナ禍後の期間において開催したため単年度で整理。



ライスレイクへ Let's go!



英会話に挑戦
(東京アメリカンクラブ)

■ 施策Ⅲ

学習成果を地域の活動に生かす実践機会の促進

町民が学習した内容を地域活動の中で生かせる機会を提供し、様々な世代との交流を持つことで生きがいを支援します。

◆ 施策の展開

1. 生涯学習人材ガイドの人材発掘及び利活用推進とボランティア活動への支援
豊かな知識や経験、技術を持った人材を発掘し、生涯学習人材ガイドの充実を図るとともに、登録者を活用した学習事業へ展開します。
2. 生涯学習支援ボランティアの会との連携
生涯学習の事業に参加協力し、活動している生涯学習支援ボランティアの会と連携して、各種団体の支援体制づくりを行うとともに、生涯学習活動団体の育成を図ります。
3. 生涯学習団体や講座等参加者の生涯学習支援者としての参加促進
児童生活センターと連携しながら、生涯学習団体等を学習支援者として一緒に活動を行い、世代間交流を図ります。
また、多種多様な団体との連携を図り講座や講習会等を開催できるような体制づくりを行っていきます。

◆ 施策推進の指標と関連するSDGs

生涯学習活動を行っている団体の登録数を指標化。

成果指標		現状 令和6 (2024)年度	目標 令和11 (2029)年度	説明・SDGs
1	生涯学習活動団体の登録数	45団体	55団体	  



◎社会体育グループ

●基本施策 スポーツを通じたひとづくり

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進等のために行われる運動競技、その他の身体活動とともに、世代を超えた地域社会交流やスポーツ大会等を通じた社会・経済活動の活性化など、数多くの役割を担っています。

このことから、スポーツが持つ力を発揮させることにより、地域社会の中で町民一人一人が生涯にわたり身体的、精神的、社会的に「Well-being」な社会を実現できるよう支援するとともに、いつでも、どこでも、誰もが気軽にスポーツに親しめる機会と環境の充実を図ります。また、生涯を通してスポーツ活動に親しむことができるよう、町民、地域、学校との連携、協働の推進、また、新しく開設されるアウトドアアクティビティ拠点施設を活用したアウトドアスポーツの普及など、様々な形でスポーツを身近に楽しむことのできる機会を提供して参ります。

■施策Ⅰ 社会体育事業の振興、各種スポーツ大会・教室等の充実

町民がスポーツ活動に親しみ、それを継続していけるようにするためには、ライフステージに応じた魅力あるスポーツ教室、大会等の充実を図る必要があります。

各種スポーツ団体や企業等と協力、連携しながらそれぞれが主体となった各種教室やアウトドア体験、アスリートと触れ合う機会を含めたスポーツイベント等を通して交流することにより、良好な地域コミュニティの形成を増進し、町民の身体的、精神的、社会的に健康な社会を実現します。

◆施策の展開

1. 三春町スポーツ推進委員による社会体育事業推進

生涯にわたりスポーツに親しめる社会の実現を目指して、スポーツによるまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、様々なスポーツ分野の専門的知見を有する三春町スポーツ推進委員が地域スポーツ振興のコーディネーターとして、スポーツ教室や大会等の企画・運営ができる体制を整備します。

また、身近な指導者であるスポーツ推進委員の更なる資質や専門性を高めることで、地域におけるスポーツレクリエーション活動を普及させるため、各種研修会へ積極的に参加します。

2. 町民参加型のスポーツ大会・教室の開催

町民のニーズを的確に把握した各種スポーツ大会・教室を開催し、スポーツに馴染みがない人でもスポーツ活動を始めたり、参加したりする機会を提供します。スポーツ大会・教室の開催に当たっては、より多くの町民が参加し、交流することができる魅力ある事業内容を各スポーツ団体、関係機関等と協働して検討し、町民誰もが参加できるマラソン大会やウォーキング大会、トレッキング教室等を実施します。

また、町民ソフトボール・家庭バレーボール大会を継続して開催することにより、練習等の成果を試す機会を提供し、体力・競技力の向上と地域間交流によりふるさと意識の高揚を図ります。

3. 体力・健康づくりにつながるスポーツ大会・教室の開催

アウトドアアクティビティ拠点施設の開設に伴い、これまでの各種スポーツ大会やニュースポーツ教室に加えて、町民の誰もが気軽に参加できる散策路やウォーキングトレイルなどを活用したイベント事業を企画し、スポーツに親しみやすい環境と機会づくりを行います。町民の主体的な健康づくり活動の普及推進、各種イベント・教室の開催支援など、子どもから高齢者まで全世代の体力づくり、加齢と共に進行するフレイルの予防や生きがいづくりに資する取り組みを実施し、生涯を通してスポーツに親しむ機運を高めて健康寿命を延ばします。

このことから、ニュースポーツや気軽に楽しめるスポーツ教室、スポーツイベント等を開催するなどの多種多様なスポーツ機会の提供に努めて参ります。

また、障がい者の自立や社会参加を促進するため、障がい者スポーツ活動を支援します。

◆施策推進の指標と関連するSDGs

三春町スポーツ推進委員会を中心として各スポーツ団体と連携を図りながら、町民がスポーツ活動を始めたり、参加するきっかけとなるスポーツ大会・教室・講習会を企画運営し、町民の体力・競技力の向上支援と地域間交流を図ります。

成果指標		最新実績 令和5 (2023)年度	目標 令和11 (2029)年度	説明・SDGs
1	スポーツ大会等参加人数	2,488人	2,800人	<p>町民が町外参加者と交流することで、スポーツ意識の高揚と地域間交流が図られることから、町主催・共催大会等全ての参加人数に町外参加者を含めます。</p>  
2	スポーツ大会・運動教室・講習会等開催回数	16回	18回	 

■ 施策Ⅱ 町民のスポーツ振興・拡充推進

生活の多様化や少子化により、スポーツ活動に参加する町民の減少傾向が見られ、各競技種目での有望な人材の発掘や指導体制の確立、練習環境の整備、さらには子どもたちの健全育成やスポーツに親しむきっかけづくりとなるような活動が求められています。

このことから、町民の交流及び地域間の交流を促進し、地域コミュニティを活性化して町民が主体的に地域のスポーツに参加できるような環境づくりを目指します。

また、町民のスポーツへの関心と参加意欲を高め、体力づくりから競技力の向上まで、町民が生涯を通してスポーツ活動を行える環境をつくりまします。

◆ 施策の展開

1. 市町村対抗スポーツ大会参加と競技力向上

県内市町村対抗スポーツ大会として開催される軟式野球大会、ソフトボール大会、駅伝大会等に参加するため、郷土の代表としての自覚と誇りを持った町代表選手団を編成し、練習環境の充実と競技力向上を図ります。また、選手間の交流を図り、世代間・地域間の連帯感を強化し、郷土愛精神の高揚を図ります。

2. 三春町体育協会・三春町スポーツ少年団の支援と事業活性化

三春町体育協会は、スポーツを通じた交流や生涯を通してスポーツ活動を行う場として、町のスポーツ振興の中心的役割を担っています。

町民が主体的に、継続してスポーツに取り組むことができるように、体育協会の事業活性化と競技力向上、及び活動拠点としての組織・機能充実に支援します。

三春町スポーツ少年団は、子どもたちが生涯スポーツを通じて青少年の健全育成に取り組む地域の団体であり、スポーツだけでなく、文化・学習活動や社会活動など幅広い活動を展開しています。

これらの三春町体育協会や三春町スポーツ少年団が生涯を通して楽しくスポーツが続けられるよう、指導者の発掘・育成に努めながら、事業の活性化、自主的活動と組織・機能充実に支援を行います。また、これらのスポーツ団体等を受け皿とした子どもから高齢者まで町民誰もが好きなときに好きなスポーツを楽しめる場として、総合型スポーツクラブの設立を検討していきます。

3. 新たな部活動環境の構築に向けた地域展開の実現

少子化に伴う学校規模の縮小や教員数の減少により、中学校部活動が子ども達のニーズに応えられない状況が生じていることから、国が示す部活動地域移行指針により、休日の部活動から段階的に地域に移行していきます。

中学校の部活動支援という観点から、当面は指導者やスタッフの人材バンクを設置することで、実施可能な部活動から取り組むこととし、多くの地域の指導者やスタッフが参加して部活動を行う事により地域の指導者の育成にも取り組んできました。

今後は新しい部活動の体制を構築するため、学校や地域の指導者、保護者と連携し、種目別スポーツクラブやスポーツ少年団等を選択肢とした受け皿の整備や将来的には総合型スポーツクラブによる活動を目指していきます。

◆施策推進の指標と関連するSDGs

子どもから高齢者までの町民全世代が生涯を通して、ニーズに応じたスポーツ競技種目を楽しむことができるように、体育協会とスポーツ少年団組織の継続・発展を支援します。また、中学校の部活動地域移行では、段階的に平日も含めた町内中学校運動部活動を地域のスポーツ団体等へ活動環境を移行していきます。

成果指標		現在 令和6 (2024)年度	目標 令和11 (2029)年度	説明・SDGs
1	三春町体育協会加入人数 及び三春町スポーツ少年 団員数の合計	1,258人	1,300人	 
2	町内中学校運動部活動が 地域移行した数	2種目	10種目	 



ふくしま駅伝



スポーツ少年団交流会

■ 施策Ⅲ 社会体育施設管理運営と利便性向上及び施設の長寿命化

いつでも、どこでも、誰もが気軽にスポーツを行い、健康増進や地域コミュニティ活性化の場所として、町民の豊かなスポーツライフの基盤となる体育施設の管理運営を行います。

また、社会体育施設利用者の利便性向上のため、利用に伴う予約システムや使用料徴収にかかる電子マネー活用についても推進を強化していきます。

体育施設は全体的に老朽化が進み、施設の有効活用や町民のニーズに合わせた環境整備が求められています。社会体育施設の適正な管理運営、施設設備の計画的な修繕、改修等を行いながら長寿命化を図り、安全で快適な利用環境を整え、利用者のニーズに応じた運営を行います。

◆ 施策の展開

1. 社会体育施設管理運営と利用環境の充実

三春町運動公園を拠点とした社会体育施設を適正に管理運営し、利用環境の充実を図ります。

利用者が申請しやすい体制を整備するとともに、安全で安心して利用できる設備やスポーツ備品等の計画的な更新を進めます。

2. 学校体育施設の開放事業

身近な公共施設である学校体育施設について、夜間や休日を地域住民に開放することで、気軽にスポーツやレクリエーション活動ができる場と機会を提供します。

利用者や町、学校と連携し、今後も必要に応じて学校体育施設を安全・安心で利用できる環境づくりを進め、各地域におけるスポーツ環境を整備します。

3. 社会体育施設の長寿命化のための改修工事

町民が安全で安心してスポーツに親しめるよう、町民や利用団体のニーズを考慮しながら、社会体育施設の長寿命化のため、計画的に改修・修繕して施設の有効活用を図ります。

利用者からも大事に使われる社会体育施設を整備するため、安全で安心して、障がいの有無に関わらず、町民だれもが使いやすいバリアフリー化の視点を取り入れたトイレや観覧席等の施設改修を計画的に進めます。



◆ 施策推進の指標と関連するSDGs

利用者が快適に体育施設を利用できるよう、利用者ニーズに応じた備品・設備の整備と施設改修を行い、体育施設を適正に管理運営します。

年齢や性別、障がいの有無に関わらず、誰もが安全で安心して利用できる施設環境を提供します。

成果指標		最新実績 令和5 (2023)年度	目標 令和11 (2029)年度	説明・SDGs	
1	社会体育施設の利用人数	52,962人	62,000人		
2	三春町民体育館施設のバリアフリー化対策	1件	2件		



市町村対抗ソフトボール大会



ニュースポーツ体験教室

◎歴史民俗資料館

●基本政策 歴史・文化遺産を継承・活用したまちづくり

歴史民俗資料館は、地域の宝である歴史・文化遺産（文化財）を調査し、その保存に努め、活用を推進します。このために、三春町文化財保存活用地域計画を策定し、それに基づいた事業を展開します。

また、文化財に関する情報を発信することで、町民の関心や学習意欲を高めるとともに、町内外の交流を促進し、文化財を保存・継承する団体や、地域・学校などと連携して、豊かな社会と人の形成を支援します。

■施策Ⅰ 文化財保護の推進・支援

先人の文化活動によって残された有形・無形のものの中で、価値が高いと認められたものを文化財といい、指定・未指定に関わらず、地域で大切に育まれた歴史・文化遺産は、地域の宝といえます。

現在、多くの文化財が、地域社会の変化により消滅の危機にあり、中には広く知られることもなく、消えてしまうものもあります。そこで、文化財を調査し、保存の措置を講じた上で、それを公開し、活用することが重要です。このために、三春町文化財保存活用地域計画を策定し、地域総がかりによる文化財の保存活用を推進し、その内容を検証・更新していきます。

◆施策の展開

1. 三春町文化財保存活用地域計画の策定・推進

文化財の保存・活用に関して、三春町が目指す将来的なビジョンや具体的な事業等の実施計画を定め、それに従って計画的に取り組みを進めることで、継続性・一貫性のある文化財保存・活用を推進します。また、計画を対外的に明示し、広く周知して、民間団体等の関係者のみならず、地域住民の理解・協力を得ることにより、地域総がかりによる充実した文化財の保存・活用を図っていきます。

そして、計画を実行しながら、事業の内容や成果を検証することで、実際の地域や時代に即した文化財保護・活用の在り方を再検討し、新たな計画に更新する準備を進めます。

2. 文化財調査の推進

地域に伝わる身近な歴史・文化遺産を調査し、その形態や性格、所属する地域や時代といった区分により分析することで、その価値を明らかにします。そして、それらをいくつかの文化財群として関連づけることで、三春町の歴史・文化を復元します。そうして価値づけされた遺産を「地域の宝」に位置づけ、そのうち価値の高いものを文化財に指定し、それ以外のものは、未指定の文化財とします。また、地

中にあるためにその内容が不明確な埋蔵文化財については、分布調査を推進するとともに、開発に際して事前の調査を行い、事業との調整を図ります。

3. 文化財の保護・活用の推進・支援

調査によって明らかになった文化財は、その文化財にとって最適な状態での保存に努めます。そうした文化財を管理・継承する個人・団体等と緊密に連携し、継続的な支援を行います。ただし、現地での管理が困難な文化財は、歴史民俗資料館等の施設で保管し、継承が困難な無形の文化財については、記録保存することで後世に伝えます。

そして、文化財保存活用計画により、文化財の防犯・防災対策を進めた上で、その多様な活用を推進し、地域の誇りとするとともに、観光誘客のアピールポイントとし、そうした活動を行う管理・継承団体を支援します。

4. 三春城跡の国史跡指定に向けた調査の推進

三春町の歴史の象徴である三春城跡の価値を高め、整備・活用を進めるために、国史跡指定を目指します。そのために、三春城跡調査指導委員会の指導と文化庁の助言に基づいて調査を実施し、三春城跡の詳細を明らかにし、文化庁への意見具申のための資料を整えます。

5. 文化財保護審議会による提言の活用

文化財の保存・活用・指定や文化財保存活用地域計画の策定などについては、専門知識等を有する文化財保護審議会委員が審議し、教育委員会に提言をしていただきます。また、提言に基づき定期的に文化財フォーラムなど講演会を開催し、町民が文化財に親しむ機会を増やします。

◆施策推進の指標と関連するSDGs

地域の歴史や文化を保存・活用して後世に伝えるためには、一貫した計画が必要です。そこで、三春町文化財保存活用地域計画を策定し、文化庁の認定を受けることで、目的の実現を目指します。

成果指標		現在 令和5 (2023)年度	目標 令和11 (2029)年度	説明・SDGs
1	三春町文化財保存活用地域計画を策定し、文化庁の認定を受ける。	未策定 未認定	策定 認定	 4 質の高い教育を みんなに

■ 施策Ⅱ 文化財の保存・公開施設の管理運営

本来の所在地での保存や公開が困難であったり、散逸や滅失のおそれがある文化財は、所蔵者等と協議をして、歴史民俗資料館等の施設で保存し、企画展示などでの公開を進めます。そして、開館から40年を超えた資料館と自由民権記念館、伝統的な古建築物を利用する郷土人形館と文化伝承館については、文化財のみならず、観覧者にとっても、安全で快適な環境となるように、施設設備の適切な維持管理に努めます。また、不足する文化財の収蔵スペースの確保についても検討を進めます。

◆ 施策の展開

1. 保存・公開施設の適正な管理運営

文化財等を収蔵し、公開する歴史民俗資料館、自由民権記念館、郷土人形館、さらに文化財建築物を利用する文化伝承館の施設・設備を適切に管理し、継続して使用できるよう補修・改修を行います。また、不足する収蔵施設を確保するために、空きスペースのある公共施設等の利活用を進めます。

2. 三春町歴史民俗資料館・自由民権記念館

三春町の歴史・文化に関わる資料を収集し、調査研究、保管、公開等を行う施設として、ほかの施設も含めた長期的な維持管理、企画展示計画などを行います。また、自由民権記念館では、自由民権運動に関する資料の収集・保管・公開と、関係者の顕彰を行い、研修室は、館の事業にとどまらず、さまざまな団体の学習の場として活用します。

3. 三春郷土人形館・三春町文化伝承館などまちなか文化財の活用

郷土人形館では、らっこコレクションを保管、公開するとともに、三春町の伝統芸品である三春人形をはじめとする郷土玩具等を収集し、その魅力を発信します。また、文化伝承館は、国登録有形文化財でもある古い建築物や庭園を保全することで、旧城下町の景観を維持し、古くからの文化を伝承する行事をはじめとする様々な利活用を進めます。

4. 歴史民俗資料館運営協議会による提言の活用

各種団体の代表や学識経験者等から構成される運営協議会により、資料館等の事業ならびに施設管理等について、検討・提言をいただき、適正な運営を図ります。

5. 歴史民俗資料館友の会支援

資料館等を継続的に利用することで、三春町の歴史・文化への理解を深める活動を実践する友の会について、その活動を支援して活性化を図ることで、資料館事業の充実を目指します。また、その活動内容の発信に協力することで、会員の拡充を支援します。

◆ 施策推進の指標と関連するSDGs

歴史民俗資料館の健全な運営を図るために、友の会が行う学習会や研修会、さらにグループ活動等を支援し、その活動が活性化することで、三春の歴史・文化に親しみが増し、文化財保護の意識が高まることが期待されます。

成果指標		現在 令和5 (2023)年度	目標 令和11 (2029)年度	説明・SDGs
1	友の会活動への年間延べ参加者数の増加	718人	800人	 4 質の高い教育を みんなに



樋渡の三匹獅子舞



友の会紙芝居

■ 施策Ⅲ 展示公開・各種講座・広報活動の充実

歴史民俗資料館では、常設展で町の歴史や文化について概説し、さらに興味関心を持ってもらうため、年2回程度の企画展等を開催しています。開館から40年以上経過しているため、常設展の刷新や、時代に即したテーマによる企画展等を検討するとともに、誰にでもわかりやすい展示解説を目指します。

また、新しいデジタル技術を活用した展示解説を充実させるほか、ホームページで展示や三春の歴史・文化を紹介するデジタルミュージアムを推進し、各種講座や出版物の刊行等を継続し、内容を広報誌やホームページ等を通じて広く周知・広報します。

◆ 施策の展開**1. 常設展・企画展の充実**

三春町の資料館や人形館は、作り物ではない実物資料を主体として展示することで、見ごたえのある展示となっている反面で、解説が少なく、わかりにくいという意見もあります。最近では、新しいデジタル技術を導入した解説も一部で取り入れましたが、まだ、足りない部分も多いことから、デジタルを含めた多角的な方法により、展示解説の充実を図ります。また、企画展や特別展については、町民や観光客の興味や関心の高いテーマを検証して、大小規模の企画を組み合わせることで、年間の開催数を増やすことができるよう努めます。

2. デジタルミュージアムの推進

資料館では、所蔵資料や町内の文化財について、ホームページ上で紹介するデジタルミュージアムを開設しました。資料をデジタル化することにより、貴重な資料の劣化を防ぎ、さらに失われた資料も含めてその利活用を進めます。しかし、まだ掲載資料数も少なく、簡易な解説となっていることから、さらなる内容の充実と使いやすいシステムの構築を進めるとともに、資料館や町内の伝統行事等をタイムリーに案内することで、来館者や来町者の増加に努めます。

3. 各種講座・出版物の充実

歴史や文化を紹介するうえで、展示という手法での解説が難しい内容については、各種講座や現地での説明会などを開催するとともに、各種団体の要望にあわせた出前講座等を実施します。また、出版物のほか、画像・音声・動画といった様々な手法を利用することで、三春町の歴史・文化への理解が、町民だけではなく、町外の方々へも広まるよう努めます。

4. 学校教育との連携

子どもたちが、郷土の歴史や文化について理解し、関心を持つことを促すため、学校と連携して、展示解説や出前講座、資料の提供などを行うほか、副読本の編纂に協力することで学習を支援します。また、学年や生活する地域が異なる児童・生

徒、さらに教員に対しても、それぞれの疑問や探求心に応え、郷土に誇りを持つことができるような展示や解説の整備に努めます。

◆施策推進の指標と関連するSDGs

魅力ある展示や講座を開催し、ホームページを充実させることで、入館者数を増やし、三春の歴史や文化への理解が深まるよう支援します。

成果指標		現在 令和5 (2023)年度	目標 令和11 (2029)年度	説明・SDGs
1	資料館の年間入館者数	8,313人	10,000人	 4 質の高い教育を みんなに



三春城VR



縄文土器野焼き

◎町民図書館

●基本施策 本に親しみ、学びがあふれる「みんなの図書館」

町民図書館は、身近にある「みんなの図書館」として、くらしや文化など、日常生活に役立つ情報を積極的に発信していきます。乳幼児から大人まで、町民の誰もが生涯にわたり豊かな生活を送るための読書活動を支援します。また、家庭・地域・学校などの関係機関との連携を図り、豊かな社会づくり、人づくりを支援します。

■施策Ⅰ 図書館活用推進

町民図書館は、家と職場・学校の間を指す「第3の居場所」として、利用者に親しまれる環境づくりに努め、日常生活に役立つ図書館としての機能を高めます。さらに地域におけるまちづくりの課題解決を目標とした情報センターとして図書館活用を推進します。

◆施策の展開

1. 利用者に親しまれる環境づくり

暮らしの中に図書館が存在する読書環境を提供していくため、いつでも、だれでも、どこでも読書できる環境づくりに努めます。

2. 有用図書資料の維持管理

適切な蔵書管理のために、古い図書資料の除籍・廃棄を計画的に進めます。各分野にわたる基本的な図書を中心に、利用者の求める新刊書を重視し、利用度を考慮しながら図書資料として価値あるものを努めて収集し、有用図書資料の更新・追加を推進します。

3. 広報活動やレファレンスサービスの充実

広報みはる、図書館ホームページへの新着本紹介掲載や関係機関への各種展示本リスト等の配布などを通じ、図書館行事や図書利用案内に努め、読書活動推進を図ります。

また、館内では、司書が調べ物の補助を積極的に行い、利用者が求める資料や新たな本との橋渡しを円滑に行いながら図書館活用と読書意欲の促進を図ります。

4. 図書館協議会開催と成果、課題の共有

図書館協議会の開催目的は、図書館運営全般について、望ましい図書館のあり方やその振興策について審議することにあります。

今後、町民図書館がさらに町民の生涯学習を支援する情報センターとしての機能を十分発揮できるよう、協議会委員の方々の意見を図書館運営に反映していき「みんなの図書館」を目指していきます。

◆施策推進の指標と関連するSDGs

町民の誰もが生涯にわたり日常生活に役立つ情報を得られる場所として、町民図書館が存在する意義を実感できるよう、親しみやすい図書館づくりに努め、読書人口を増やしていきます。

成果指標		現在 令和5 (2023)年度	目標 令和11 (2029)年度	説明・SDGs
1	人口千人あたりの入館者数	1,510人	1,550人	 4 質の高い教育をみんなに



一般書コーナー

■ 施策Ⅱ

利用者サイドに立った図書館運営

リクエストや予約などを通じて、利用者の求めるものを的確に把握し、資料収集業務に反映させ、より効果的な図書資料の収集及び整備の充実に努めます。また、インターネット予約や蔵書検索サービスなどの利用向上を図り、迅速かつ効率的に業務を進めます。

さらに県内及び全国の図書館間の相互協力事業への参加と資料横断検索ネットワークへの参加により、より広範なサービスの提供に努めます。

◆ 施策の展開

1. 予約・リクエスト・相互貸借の充実

図書の予約貸出サービスや読みたい本のリクエスト受付を行い、必要に応じて近隣市町村との相互貸借により、利用者の求める図書資料を迅速に提供します。

2. インターネット予約・蔵書検索サービス利用推進

図書館情報システムを利用し、正確かつ迅速に検索できるデータベースの整備を行い、業務の向上を図ります。また、利用者がインターネット予約や蔵書検索サービスを活用することにより、求める図書資料を迅速に入手できるよう利用推進を図ります。

3. 県立図書館情報ネットワーク活用

福島県立図書館の情報ネットワークに加入することにより、県内の公共図書館とのネットワークを通じて相互貸借を行い、利用者の求める図書資料を貸出すことができます。情報ネットワークを継続的に活用し、サービス向上に努めます。

4. 国立国会図書館総合目録ネットワーク活用

国立国会図書館の情報ネットワークに加入することにより、全国の公共図書館・施設とのネットワークが図られ、総合目録の活用により、相互貸借を行うことができます。継続して総合目録ネットワークを活用し、利用者の求める読書活動に活かしていきます。

5. 電子書籍に関する研究

図書館が収集する図書資料のほとんどは、市場に流通している出版物です。

現在、その電子化が急速に進み、出版物を取り巻く環境は大きな変革期を迎えているといえます。この点、図書館としても、電子書籍の導入を進める必要性は高まっていると言えるものの、電子書籍のコンテンツとしての質、量、導入コスト等に鑑みると、課題も多いのが現状です。引き続き書籍の電子化を取り巻く環境についての情報の収集に努め、様々な課題の克服に向けた研究を続けていきます。

6. 町民図書館のあり方の検討

現在、既設ビルのテナントとして、1階に開架書庫、ブラウジングスペース、事務室を、2階の一部に閉架書庫を配置し、約30年にわたり三春町民図書館として運営してきました。この間、蔵書数は10万冊を超え、利用者数も2万人を超えるなど、一応の成果をあげ図書館として認知を得ているところです。

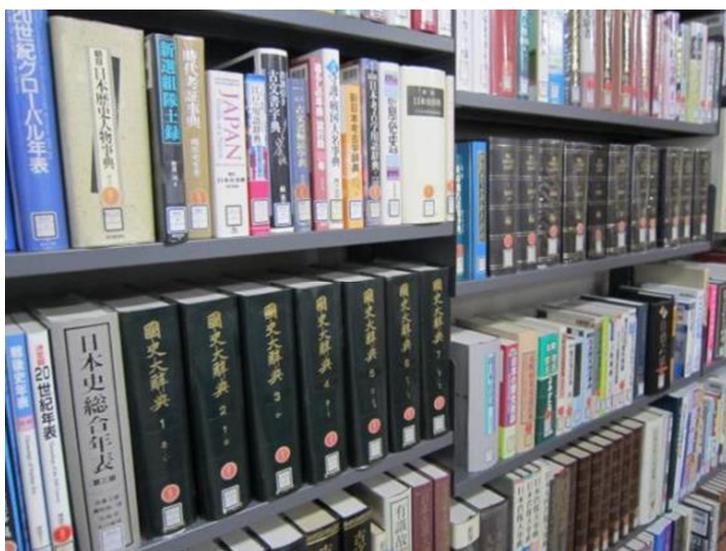
今後は、現施設での図書館のあり方を検討することにとどまらず、将来を見据えた「三春町民図書館のあり方」に関する検討を続け、図書館サービスの提供が滞らないよう計画的な運営を目指します。

◆施策推進の指標と関連するSDGs

利用者の求めに親切・丁寧に対応し、必要なサービスを迅速・的確に提供できるように努めます。

さらに、調べ物相談では、必要な図書資料や情報を利用者に確実に提供できるよう関係機関と連携して取り組んでいきます。

成果指標		現在 令和5 (2023)年度	目標 令和11 (2029)年度	説明・SDGs
1	レファレンス調査相談件数	1,264件	1,300件	 4 質の高い教育を みんなに



参考図書

■ 施策Ⅲ

歴史・文化を継承した社会づくり

三春の歴史と文化を継承し、豊かな社会づくり、人づくりを支援するために、将来を担う子どもたちに対するサービスを重視し、読書相談などのサービス向上に努めます。

また、利用者の読書週間や読書意欲を高めるため、各種行事を実施します。

◆ 施策の展開

1. 郷土資料・行政資料・参考図書の充実

郷土愛を育てていくため、三春町に関する郷土資料や行政資料、さらに近隣地域に関する歴史や文化に関する資料を収集します。滝桜をはじめ、四季折々の城下町の風情あふれる郷土に対して理解を深め、地域課題の解決に役立つ図書資料の充実に努めていきます。

2. 読書習慣・読書意欲向上のための情報提供及びイベントの開催

読書に親しむための各種情報の提供や、乳幼児期における「絵本とわらべ唄」をはじめ、子どもたちの成長過程に応じたさまざまな図書館行事を実施します。

イベントに参加することで、読書に親しむ機会が増えるとともに、新たな発見や興味の対象が増すことを通じて、読書意欲の向上につなげていきます。

また、図書館内での活動にとどまらず、積極的に各学校・施設を訪問するなど館外での読書推進活動を積極的に進めていきます。

(1) 「情報の提供」

- ① 新刊案内・テーマ展示案内
- ② 夏休み中の調べ学習に関する本の展示及びリストの提供
- ③ 読書感想文コンクールの課題図書の展示とリストの提供
- ④ 子どもの学びに資する資料情報の提供

(2) 「各種イベント」

- ① 絵本とわらべ唄
- ② 館内おはなし会
- ③ 高校生のインターンシップ受入れ
- ④ 高校生の図書館へのボランティア参加

(3) 「館外活動」

- ① ブックスタート
- ② 育児サークルでの読み聞かせ
- ③ 学校等への出前おはなし会（ボランティアの協力）
- ④ 幼稚園、保育所、小学校、児童クラブ等への巡回文庫

3. 読書活動推進のためのボランティアの育成

子どもたちの読書活動を推進するための各種事業については、ボランティア存

在が不可欠であり、将来にわたり読書推進活動に携わるボランティアの確保・育成が急務となっています。このため、その担い手を育成するための事業等も併せて進めます。

- (1)朗読講習会
- (2)読み聞かせ講習会
- (3)製本講習会
- (4)先進地の視察研修
- (5)ボランティア団体との意見交換会

◆施策推進の指標と関連するSDGs

町の将来を担う子どもたちの豊かな心を育むためには、幼い頃から本に親しむ環境づくりが大切です。本や紙芝居の読み聞かせなどにより、子どもたちは、さまざまな言葉や生き方に触れ、世界を広げていき、よりよく生きていくための知恵を習得していきます。

歴史文化を継承しつつ活力ある社会づくりを目指すには、次代を担う子どもたちの健やかな成長が欠かせません。思考力や創造力を養い、社会の中で生き抜く資質を身に付けるため、成長の様々な過程において読書に親しむ機会を設けていきます。

成果指標		現在 令和5 (2023)年度	目標 令和11 (2029)年度	説明・SDGs
1	読書活動に親しむ機会の提供（イベント開催数）	184回	200回	 4 質の高い教育をみんなに



とくべつおはなし会

■ 施策Ⅳ 各地域へのサービス充実

各地域へのサービスを充実するために、地域文化活動や教育活動に対して、図書の団体貸出しを行い、読書活動を推進します。

また、地域サービスの拠点である地区交流館図書室や町内の各小学校・保育所・幼稚園などへの巡回文庫の貸出しにより、いつも身近によい本がある環境の充実に努めます。

◆ 施策の展開

1. 学校・施設・ボランティアへの団体貸出し

町内の各小学校の学習の支援として、効果的な読書活動が図られるよう、各学年の学習内容に応じた図書資料の貸出しや、幼稚園・保育所などの施設における各種行事に合わせた図書資料の貸出しを行います。

2. 地区交流館図書室の資料の充実

地区交流館図書室は、各地区の地域住民が集い、交流する拠点となっている複合施設等に併設されており、地域における読書活動の身近な居場所となっています。そこで、定期的に図書のテーマ展示などを実施するとともに、地域に役立つ図書資料の充実に努めます。

また、併設している放課後児童クラブやまほらっこ教室の児童の読書活動にも資するよう選書にも留意し内容の充実に努めます。

◆ 施策推進の指標と関連するSDGs

地域を知り、地域のよさを発見し、さらに地域をよくしていくための図書資料が活用され、地域活性化につながるよう関係機関と連携していきます。

さらに、町民の生涯における学びに役立つ読書活動を支援し、地域コミュニティの推進を図ります。

成果指標		現在 令和5 (2023)年度	目標 令和11 (2029)年度	説明・SDGs
1	団体貸出冊数	11,844冊	12,000冊	 4 質の高い教育を みんなに

■ 施策Ⅴ

学校及びその他の教育施設との連携・学習支援

子どもの豊かな読書経験の機会を充実させていくためには、子どもの知的活動を増進し、多様な興味・関心に応えられる魅力的な図書資料の整備・充実が望まれます。

児童・生徒の学習を支援するために各小中学校との連携を図り、「調べ学習」などに必要な図書資料の整備や情報提供を随時行います。

「子どもは次代を担う町の宝」として、家庭・地域・学校などで連携して子どもの読書活動を推進していきます。

◆ 施策の展開

1. 職業体験・図書館見学受入れ推進

町民図書館では、中高生の職業体験や小学生の図書館見学を随時受入れています。学校の教育活動を支援するとともに、図書館の機能や役割を知ってもらうことで、さまざまな学習活動や本に親しむ場として、子どもたちの学習環境づくりを支援します。

2. 学校における学習支援のための図書資料等の充実

学校の各教科学習の時間等における、「調べ学習」等に資する図書資料等の充実に努めるとともに、他の公共図書館と連携することで、児童生徒の様々な要望に応えられるよう、より一層効果的な学習支援に努めます。

3. 子ども読書活動の推進について

子どもにとって、読書活動とは、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体感するとともに、考える力や表現力、創造力などを身に付け、社会の中で生きるための資質を育むものです。このため、これまでも3期にわたり「子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもたちの読書活動を推進してきました。

今般、改めて読書活動推進の基本方針をここに掲げ、本大綱で進める各施策において具現化するとともに、子どもたちの読書活動の推進に資するべく計画的な運用に努めることとします。

【基本方針】

- 1 子どもが読書に親しむ機会の充実
- 2 子どもの読書のための環境の整備
- 3 子どもの成長過程に応じた読書活動の推進

◆ 施策推進の指標と関連するSDGs

発達段階に応じた質の高い学びの充実を図るため、関係機関が連携し、子どもたちの多様な要求に的確な対応ができる環境の実現を目指します。

成果指標		現在 令和5 (2023)年度	目標 令和11 (2029)年度	説明・SDGs
1	巡回文庫の1回当たり配 本数（小学校）	220冊	250冊	 4 質の高い教育を みんなに

◇用語解説

ページ	用語	解説
P5,7	教育デジタルトランスフォーメーション (教育DX)	「Digital Transformation」はデジタルの変容(変革)という意味。データやデジタル技術を活用した教育を行うこと。学習のあり方や教育手法、教職員の業務など、学校教育のあらゆる面において変革を行うことを指す。
P10,46	Well-being	「一人一人の多様な幸せと社会全体の幸せ」という意味。個人的にも、社会的にも充実感をもった生活を送ることができている状態を示す。
P6 他	SDGs (エスディーゼーズ)	Sustainable Development Goalsの略語。 持続可能な開発目標。平成27(2015)年9月に国連で採択され、令和12(2030)年までに達成を目指す17のゴール(目標)と169のターゲット(具体目標)からなる世界共通課題解決のための目標。
P6	ESD (イーエスディー)	Education for Sustainable Developmentの略語。 世界にある様々な現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。
P10	カリキュラム・マネジメント	教育課程(カリキュラム)を編成・実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと。
P5,7,11,12,29	ICT(アイシーティー) 機器、ICT	ICTはInformation and Communication Technologyの略語。情報通信技術機器。パソコン、タブレット、電子黒板、携帯電話など。
P5,29	GIGA(ギガ)スクール構想	GIGAは、Global and Innovation Gateway for All(全ての人に世界的規模の革新的な入口)の略。1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく公正に個別最適化し、資質・能力を一層確実に育成する教育ICT環境を実現する構想。
P7,13,14	キャリア教育	基礎的・汎用的能力(人間関係形成・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力)の向上をを目指す生き方学習。単に職業を学ぶだけでなく、上記の能力を、特別活動、総合的な学習の時間、特別の教科道徳をはじめとする、教育活動全般において教科横断的に行われる。
P15,16	特別支援教育	障がい個人要因と環境要因との関係を通してとらえ、個々の教育的ニーズや特性等に対する教育、障がい者を取りまく環境整備や合理的配慮等の環境要因への働きかけにより障がいをもつ者ともたない者が将来の自立や社会参加にむけ、共に学び共に生きることを可能とする教育のこと。
P5,7,15	インクルーシブ教育	障がいのある子どもとない子どもが可能な限り共に学び、個々の教育ニーズのある子どもの自立と社会参加を見据え、その時点で最も的確な指導を提供するための仕組みのこと。共生社会実現のための教育の仕組み。
P19	LGBTQ	性的少数者(セクシャルマイノリティ)の総称。Lesbian(レズビアン=女性同性愛者)、Gay(ゲイ=男性同性愛者)、Bisexual(バイセクシャル=両性愛者)、Transgender(トランスジェンダー=心と体の性が異なる人)、Queer/Questioning(クィアまたはクエスチョニング=性的指向、性自認が定まらない人)の頭文字をつなげた略称。

ページ	用語	解説
P15,23	アプローチカリキュラム	幼児教育から学校教育への円滑な移行を目指し、5才から小学校1年生までの2年間を架け橋期ととらえ、幼児教育の完成・まとめを目指すと共に小学校生活の準備のための期間として取り組む計画のこと。
P15,23	スタートカリキュラム	遊びを通して学ぶ幼児教育から教科等を通して学ぶ学校教育への移行、適応を可能とするため、幼児教育で積み上げられた学びのもと、小学校のはじまりの1年間と学校教育9年間という短期・長期のビジョンのもとに作成された計画のこと。
P16	個別の教育支援計画	つながる教育・支援のための重要なツールであり、特別な配慮を要する幼児児童生徒の社会的自立を目指した乳幼児期から学齢の終わりまでの関係機関等との連携、役割分担等を示した長期の教育・支援計画のこと。
P16	個別の指導計画	児童生徒一人一人障がいの状態等に応じたきめ細かな指導をするための指導目標、指導内容・方法を明らかにした計画。
P15	学習指導要領	文部科学省が定める教育課程（カリキュラム）の基準。学習内容や授業時数など各学校の教育活動の指針となる。
P7,19,20	スクールカウンセラー	学校において心理相談業務に従事する心理職専門家。
P7,19,20	スクールソーシャルワーカー(SSW)	子ども本人だけでなく、家族や友人、学校、地域など周囲の環境に働きかけて子どもたちの問題解決を図る社会福祉の専門家。
P19	三春町いじめ防止基本方針	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第12条の趣旨を踏まえ、国の基本方針を参考にして、各学校及び三春町教育委員会が、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定した基本的な方針。
P21,25	学びのセーフティネット	どの子どもも安心して学ぶことができる環境づくり。
P23	小1プロブレム	小学校に入学したばかりの1年生が、集団行動がとれない、授業中に座ってられない、先生の話听不懂、などと学校生活になじめない状態が続くこと。
P23	中1ギャップ	小学校を卒業して中学校へ進学した際、これまでの小学校生活とは異なる新しい環境や生活スタイルなどになじめず、授業についていけなくなったり、不登校やいじめが起こったりすること。
P7,25	コミュニティ・スクール	学校運営協議会。学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の6）に基づいた仕組み。
P29	オープンスペース	廊下と教室を仕切っていた部分の壁がなく、多様な学習形態に対応できる教室又は教室脇の空間。
P29	教科教室型	普通教室と呼ばれる「〇年〇組」等という教室を持たず、教科ごとに別々の専用教室を設けることを指す。生徒は、定められた時間割に応じて算数であれば算数の教室へ、理科であれば理科の教室へ行って授業を受ける。
P40	まほらミュージックプロジェクト	子どもから大人までの多くの方がまほらホールを活用して、様々な芸術活動を実施し、三春ならではのゆたかさと音楽のチカラを実感できる機会を提供するプロジェクト。
P54	らっこコレクション	昭和初期に、東北大学の学寮「羅虎山寨」で収集された東北地方の郷土玩具を中心としたコレクション。
P7,58	レファレンス	調べたいことや探している資料などの質問について、必要な資料・情報を案内するサービス



三 春 町

三春町 第2期 教育大綱

令和7年4月発行

発行者／三春町・三春町教育委員会

〒963-7796 福島県田村郡三春町字大町1番地の2

Tel 0247-62-6310 Fax 0247-62-6000

編集／三春町教育委員会